

# 第3次 木曾岬町子ども読書活動推進計画

令和元年7月

木曾岬町教育委員会

## 目次

1	はじめに	1
2	基本的な考え方	1
	(1) 子どもの読書活動の意義	
	(2) 国・県・木曾岬町の動き及び策定の経緯	
	(3) 木曾岬町子ども読書活動推進計画の変遷	
	(4) 計画期間	
3	家庭・地域・学校等における読書活動推進のために	4
	(1) 家庭	
	①家庭の役割	
	②家庭における子どもの読書活動の状況	
	③今後の方策	
	(2) 地域	
	①地域の役割	
	②地域における子どもの読書活動の状況	
	③今後の方策	
	(3) 学校等	
	①学校等の役割	
	②学校における子どもの読書活動の状況	
	③今後の方策	
4	資料編	13
	【資料1】木曾岬町立図書館の利用状況	
	【資料2】木曾岬町の小中学生の現状	
	【資料3】用語解説	

## 1 はじめに

子どもにとって読書活動は、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、人生をより豊かに生きる力を身に付けていく上で欠くことのできないものです。

しかし、近年、科学技術の進歩や情報化の進展により、子どもを取り巻く環境は大きく変化しています。テレビゲーム、パソコン、携帯電話やスマートフォンを介したSNSの普及により、子どもの興味や関心の多様化が進み、読書離れが更に進むことが懸念されています。

こうした現状を憂慮して、国や県は、様々な施策により子どもの読書活動を推進し、子どもたちの読書離れを防ぎ、生涯にわたって読書を楽しみ、読書から学ぶ力を身に付け、豊かな心を育む読書活動を推進してきました。

木曾岬町では、平成26年に「木曾岬町第5次総合計画」を策定し、「豊かな心を育む人づくり」の施策の一環として、木曾岬町複合型施設の建設に際し、教育文化棟に図書館機能の整備・充実を位置づけ、町をあげて読書活動の推進に取り組んできました。そして、子どもをはじめ町民の読書活動の拠点として、平成30年1月に待望の町立図書館を開館しました。

この機会に、本町のこれまでの取り組みをふまえ、「第三次木曾岬町子ども読書活動推進計画」を策定し、子どもの読書活動の推進に関する基本的な方向と施策の具体的な取り組みを示すこととしました。

この計画に基づき、家庭、地域、学校が一層連携し、力を合わせて子どもの読書活動をさらに推進していきたいと考えておりますので、町民の皆様のご理解やご協力をお願いします。

## 2 基本的な考え方

### (1) 子どもの読書活動の意義

子どもは、読書を通じて新しい世界を知り、感動し、自分なりの考えを持つことができるようになります。そして、読書経験を積み重ねていく中で感性を磨き、判断力を伸ばし、表現力等を高めるとともに、コミュニケーション能力の基礎を築いていきます。こうした知的活動の基礎となる読書活動は、子どもの成長にとって大変重要であり、「生きる力」を身に付けるための大切な手段の一つです。

現在、生産年齢人口の減少やグローバル化の進展、絶え間ない技術革新により、社会構造や雇用環境は大きく変化し、予測が困難な時代になっています。来年度全面実施となる次期学習指導要領の中でも、これからの子どもたちには、様々な変化に主体的に向き合い、他者と協働して課題を解決していく力や、様々な情報を見極め新たな価値につ

なげていく力が求められています。読書活動は、このような「新しい時代に必要となる資質・能力」を育むことに資するという点から、その重要性が高まっています。

## (2) 国・県・木曾岬町の動き及び策定の経緯

平成13年12月に「子どもの読書活動の推進に関する法律」が公布・施行され、子ども読書活動推進の基本理念が定められ、国及び地方公共団体の責務が示されました。(※3-1)

国においては、平成14年8月にこの法律に基づき具体的な方針を示した「子どもの読書活動の推進に関する基本的な計画」が策定され、5年ごとに見直しが行われています。平成30年4月には第四次計画が策定されました。

三重県においては、平成16年3月に「三重県子ども読書活動推進計画」が策定され、国と同様5年ごとに見直しが行われています。平成27年4月には第三次計画が策定されました。現在、令和2年の第四次計画策定に向け内容が検討されています。

木曾岬町においては、平成19年6月に「木曾岬町子ども読書活動推進計画」を、平成24年6月には第二次計画を策定し、子ども読書活動の推進を図ってきました。本町も、国や県と同様に、概ね5年で計画の見直しを図ることとしていますが、町立図書館開館により、子どもをはじめ町民全体の読書環境が大きく変化することから、図書館の開館を待って、このたび「第三次木曾岬町子ども読書活動推進計画」を策定することとしました。

## (3) 木曾岬町子ども読書活動推進計画の変遷

### ① 第一次計画（平成19年6月）

#### (家庭)

- ・『保護者は、読書推進に向けて家庭の役割の重要性を認識しているので、町は読書環境づくりを進める。』という方針で、読み聞かせの機会を増やす取り組みや、家庭10分間読書の取り組みを行った。

#### (地域)

- ・北部公民館図書室を読書の拠点とし、司書を月2回（隔週）配置し、蔵書整備や資料のデータベース化を進めた。
- ・読書活動推進に係る講演会を実施した。

#### (学校)

- ・図書室では、環境整備、蔵書の配備（小学校は基準に到達、中学校は50%強）、推奨図書リストの作成・配布、朝読書の実施、学校司書の活用を行った。

## ② 第二次計画（平成24年6月）

（家庭）

- ・読み聞かせの機会を増やす取組（福祉健康課のブックスタート事業、子育てサロン）や、ノーテレビ・ノーゲームデー（小・中学校）の取り組みを行った。
- ・子育て8つの方針に『読書』を挙げ、家庭への啓発を進めた。

（地域）

- ・北部公民館図書室に加え、保健センターを読書の拠点とし、司書を月4回（週1回）配置に増やし、蔵書整備を進め、資料のデータベース化を完了した。また、県立図書館と連携し、相互貸借を可能とした。
- ・町複合型施設建設にあたり、町立図書館の必要性について発信し、開館に向けての準備を行った。

（学校）

- ・学校司書を活用し、楽しい図書室づくり（環境整備）を進めた。
- ・蔵書数については、中学校は50%強（平成23年度）のままであり、引き続き整備を図った。
- ・読書推進に係る講演会や情報発信を行った。

## ③ 第三次計画（令和元年7月改訂）

（改定のポイント）

- 新しく開館した町立図書館を子どもの読書活動推進の中心に位置づけ、子どもと本をつなぐために、家庭、地域、学校が一層連携し、町立図書館の利活用を通して読書活動をより推進していくこと。
- 子どもの読書する機会が減っている中で、『家族で図書館へ』を発信し、町立図書館で様々な展示やイベントも実施しながら来館を促し、本にふれる機会を提供すること。
- 園・小学校で読書登山ブックリストを活用した読書推進をすること。

## （4）計画の期間

この計画の期間は、令和元年度から概ね5年間とします。

### 3 家庭・地域・学校等における読書活動推進のために

#### (1) 家庭

##### ① 家庭の役割

家庭においては、読み聞かせをしたり、子どもと一緒に本を読んだり、図書館に出向いたりするなど、工夫して子どもが読書に親しむきっかけを作ることが重要です。また、定期的に読書の時間を設けるなどして家族で読書の習慣付けを図ったり、読書を通じて家族で感じたことや考えたことを話し合ったりするなど、家族の絆を深め、読書に対する興味や関心を引き出すように子どもに働きかけることが望まれます。

##### ② 家庭における子どもの読書活動の現状

現在、家庭での子どもの読書活動の状況を把握する指標の一つとして、全国学力・学習状況調査での読書時間に関する設問があります。平日、学校の授業以外に、1日当たり10分以上読書をする公立小・中学校児童生徒の割合は、木曾岬町の小学6年生は過去3年間、中学3年生は過去2年間、全国平均を下回っています。（※2-1）

また、平成30年度に三重県が実施した「スマートフォン等の使用に関する実態調査」によると、学校がある日にスマートフォンを2時間以上使用していると回答した小学4～6年生と中学生の割合は、県平均を上回っています。中学生の2人に1人は、平日に2時間以上スマートフォンを使用していると回答しています。（※2-2）

この結果から、家庭での過ごし方が読書習慣の定着にも影響を及ぼしていることが明らかになっています。読書を家庭生活の中に位置付け、読書習慣を定着させるために、子どもと一緒に図書館へ出かけ、保護者が率先して本を手取るなど、家庭の協力を得ながら、子どもの読書の機会を意図的につくることが大切です。

##### ③ 今後の方策

###### ○読み聞かせ

保護者による読み聞かせは、子どもの成長により影響を与えるだけでなく、家族と子どものふれあいにもつながります。町では、乳幼児期の読み聞かせの重要性に鑑み、福祉健康課と連携し、家庭での読み聞かせの大切さについての啓発や読み聞かせを体験できる機会を提供してきました。今後も、子どもが本との出会いを豊かなものにするために、福祉健康課が実施しているブックスタート事業に協力していきます。（※3-2）

###### ○読書活動の啓発

平成23年3月に策定した「トマッピー教育プラン」（木曾岬町教育振興基本計画）

に提示している「子育て 8 つの指針」の一つに“読書”を掲げ、読書の大切さを啓発してきました。また、町立図書館では開館 1 周年に合わせ、絵本作家を招聘し講演会を行いました。今後も定期的に、保護者を対象とした読書に関する講演会を開催し、読書の大切さについて学ぶ機会の充実に努めていきます。

## ○読書の習慣化

一日のうちで、子どもが自由に本に親しめる時間や読み聞かせの時間を設けることは、読書習慣の定着に大いに役立ちます。今後も、園・学校と連携しながら「ノーテレビ・ノーゲームデー」を設定するなど、家庭で読書をする機会をつくる取り組みを行います。また、保護者自身が読書を楽しむ姿を見せることが、子どもの良きお手本となり、子どもを読書好きにする有効な方法になると考えます。そのために、園・学校だよりや町の広報誌などを通して読書の良さを啓発したり、町立図書館の利用を呼びかけたりして、読書の習慣化を図る取り組みを推進していきます。

## (2) 地域

### ① 地域の役割

町立図書館は、子どもにとって豊富な蔵書の中から読みたい本を自由に選び、読書の楽しさを知ることができる場所であるとともに、調べ学習などで自主的に課題解決をする身近な施設です。町立図書館では、子どもが本や図書館に親しむ機会を増やすため、今後も図書資料のさらなる充実を図るほか、こども園や小・中学校との連携を強化し、読書活動の拠点としての取り組みを進めます。

また、乳幼児が絵本に出会うことは、親子のふれあいを深めるとともに、その後の人生で本に親しむ原動力になると考えられます。町保健センターでも引き続き、乳幼児が絵本に出会う機会を確保する取り組みを進めます。

### ② 地域における子どもの読書活動の現状

開館 1 年目の就学前の乳幼児と小学生の貸出冊数は 9,967 冊で、全体の貸出冊数の約 4 割を占めており、小学生までの子どもたちは、たくさんの本にふれることができました。一方で、中・高校生の貸し出し冊数は 1,798 冊で、全体の 1 割にも満たず、少ない傾向がみられました。(※1-4)

町立図書館の利活用を通して、小学校卒業までにより多くの本に親しませ、中学・高校生に成長してからの読書習慣の定着につなげていくことが課題です。

### ③ 今後の方策

#### <町立図書館における取り組み>

##### ○ 図書館資料の整備・充実〔読書環境の整備〕

子ども一人ひとりの様々な興味や関心に応えるため、魅力ある児童書や多様なジャンルの資料収集に努め、令和5年度までに蔵書数30,000冊をめざして整備を引き続き進めていきます。（※1-1）

また、町立図書館が所蔵していない蔵書については、今後も引き続き、三重県図書館情報ネットワーク（MILAI）を活用し、県立図書館や県内各市町の図書館と相互貸借を行うことで、利用者のニーズに対応していきます。

##### ○ 子どもの利用促進のためのスペースやコーナーの設置

図書館が子どもにとって気軽に利用できる場所であるために、町立図書館では児童書の書架の他に、乳幼児向けの絵本を配架する「絵本とお話コーナー」や、中・高校生向けの「ヤングアダルト（YA）」（※3-3）の書架を設けています。また、入り口付近の展示架（コーナー）では、子どもたちの興味・関心が高いテーマや学習に役立つテーマでの書架展示を定期的に行っています。

今後も、来館した子どもたちが主体的に読みたい本を選択するために、子どもたちの成長に応じた配架やコーナーを充実させていきます。

##### ○ 郷土文化交流スペースの活用

図書館の郷土文化交流スペースや木曾岬ステーション展示スペースでは、町内の文化講座・サークルの作品展示や、町教育機関（こども園、小・中学校）や一般団体等による活動展示、町や関係機関の情報発信などを計画的に実施し、地域交流の場としています。子どもたちをはじめ町民のみなさんが図書館を身近に感じ、家族や友達を誘い合って来館するきっかけとなるよう、今後も、郷土文化交流スペースの活用について工夫・改善に努めていきます。

##### ○ 司書資格を有する専門的職員の配置

町立図書館開館時より、子どもの読書活動へ手厚いサポートができるよう、専門的職員として司書を配置しています。今後も継続配置を行うと共に、子どもの発達に応じた図書を選択に関する知識のある司書が、子どもや保護者に対して図書案内や相談等に応じるなど、レファレンスサービスの向上を図ります。



## ○ 図書館サポーターとの連携（読み聞かせ等の取り組み）

町立図書館では開館1年目、司書が中心となり、読み聞かせの図書館サポーターとも連携しながら、子どもや親子を対象とした絵本や紙芝居の読み聞かせを行いました。また、別の図書館サポーターには布絵本を作成していただき、乳幼児が本にふれるきっかけとなるよう活用しました。その他にも、生け花で図書館を彩ったり、トマッピーの座布団を作成したり、書架の整理をお手伝いしたり、図書館の環境整備に活躍頂きました。

今後、様々な図書館サポーターと連携を図りながら、子どもたちにとって、魅力ある図書館づくりを行っていきます。

## ○ 読書登山の取り組み（園・学校との連携）

町立図書館の開館に合わせて、子どもの読書活動推進の一環として、教育委員会がオリジナルブックリスト「読書登山」を作成しました。このブックリストは、低学年（3歳児から小学2年まで）と、高学年（小学3年から6年まで）で子どもたちの発達段階に応じて読んでもらいたい本を100冊ずつ選書したものです。「読書登山」は、小学卒業までに200冊の本を読むことを目標とした、こども園・小学校の読書活動の取り組みで、町立こども園・小学校に通う全ての子どもに配付しています。

町立図書館には、ブックリストに掲載している本を2冊ずつ配架しております。図書館で本を借りて読書をする習慣を定着させるために、今後も、こども園・小学校と連携して「読書登山」の取り組みを支えていきます。

## ○ こども園・小学校の施設活用等の受入、中学校の職場体験の受入

町立図書館開館後、こども園・小学校の保育や授業時間における活用や施設見学を受け入れてきました。今後も、積極的に施設利用を受け入れていきます。来館前には、園・学校と事前に打ち合わせを行い、保育や学習活動のニーズに合った取り組みになるよう努めます。そして、町立図書館にあまり来たことがない子どもたちが、「図書館には、いっぱい本がある。」「また来てみたい。」という気持ちを育くめるよう、積極的に関わっていきます。

また、中学生の職場体験学習や美術ボランティア部の活動を受け入れ、カウンターでの図書の貸出・返却・整理作業や、おすすめ本のコーナー作り、読み聞かせ体験などを行いました。今後も引き続き、図書館により親んでもらえるよう学習体験や活動を支えていきます。

## ○ 啓発の促進

図書館開館後、町広報誌や図書館ホームページに、毎月の展示架のコーナー紹介やワークショップ等の情報を掲載したり、郷土文化交流スペースの展示内容を掲載したりするなど、図書館からの情報発信を行ってきました。

今後は、情報発信に加え、図書館や読書に関する専門的な内容のコラムの掲載を行い、読書の推進につなげていきます。また、図書館内では、4月23日の「子ども読書の日」や夏休み読書感想文の課題図書を紹介、11月の読書週間などに特設コーナーの設置などを通して、子ども読書活動を推進し、その内容を広く町民に周知していきます。

## ＜保健センターにおける取組＞

### ○ 乳幼児に対する取り組み

現在、福祉健康課が実施している健診時や赤ちゃん訪問などの母子保健事業の際に、読み聞かせなど絵本との出会いを意図的・計画的に取り入れています。また、子育てサロンや保健センター内に読書コーナーを設置し、司書が協力して「読み聞かせイベント」を月2回（第1・3水曜日）に実施しています。今後も事業を継続実施すると共に、活用を積極的に呼びかけ、子どもが絵本と出会う環境を整備していきます。

### ○ ブックスタートの取り組み

現在、福祉健康課が実施している「ブックスタート事業」では、司書が協力して、6～9か月の乳児と保護者を対象に図書館で読み聞かせを行い、町が選んだ絵本を1冊プレゼントするとともに、図書館利用カードの作成も併せて行い、乳幼児と絵本や図書館をつなぐきっかけとしています。親子と本をつなぐ有効な取り組みであるため、今後も年3回（2月、6月、10月）実施をしていきます。

## （3）学校等

### ①学校等の役割

学校は、各教科、特別活動等を通じて子どもの読書に対する興味や関心を涵養するとともに、読書習慣を育てていく場であり、計画的・継続的に読書活動を推進して、『子どもと本をつなぐ』ことが求められています。

学校教育法においては、義務教育として行われる普通教育の目標の一つとして「読書に親しませ、生活に必要な国語を正しく理解し、使用する基礎的な能力を養うこと」が規定されており、次期学習指導要領においても、言語活動等を充実するとともに、図書室を計画的に利用しその機能の活用を図り、児童生徒の自主的、自発的な読書活動を充

実することとされています。

このことから、学校は図書室を計画的に整備し、その機能の充実を図るとともに、子どもの主体的、意欲的な読書活動を促し、読書習慣の定着に向けて学校全体で取り組むことが必要です。

また、こども園は、読書活動の基礎を築く重要な時期を過ごす場であり、幼保連携型認定こども園教育・保育要領に基づき、読み聞かせやお話し会をとおして、絵本や物語に親しみ、楽しさを覚える機会を提供するなど、多様な読書活動の充実が求められます。

## ②学校における子どもの読書活動の現状

学校の図書室には、子どもたちの読書意欲の向上や読書習慣をつけさせ、豊かな心や人間性、教養、創造力等を育む「読書センター機能」、各教科において様々な資料を提供し主体的・協働的な学習活動を支える「学習センター機能」、児童生徒や教職員の情報ニーズに対応し、児童生徒の情報の収集・選択・活用能力を育成する「情報センター機能」があります。これらの役割を果たすためには、豊富で新鮮な図書資料が欠かせません。子どもたち一人ひとりが本の楽しさと出会い、自主的な学習を進めるために、本町ではこれまでも、蔵書の充実をはじめとする読書環境の整備を進めてきました。

文部科学省が示している「学校図書館図書標準」によると、木曽岬町の小中学校の規模（平成30年度現在：小学校15学級、中学校7学級）に応じて整備すべき蔵書の標準が以下のように定められています。（※3-4）

$$\begin{array}{l} \text{小学校：} 7,960 + 400 \times (\text{学級数} - 12) = 9,160 \text{ 冊} \\ \text{中学校：} 7,360 + 560 \times (\text{学級数} - 6) = 7,920 \text{ 冊} \end{array}$$

小学校の蔵書数は、学校図書館図書標準を満たしており、平成30年度末現在11,909冊です。また、中学校においても計画的に蔵書の整備を行った結果、平成23年度末に4,342冊だった蔵書数は、平成30年度末には8,393冊となり学校図書館図書標準を満たしています。

## ③今後の方策

### ○図書室の資料整備

両校の図書室とも、内容が古くなり資料価値がなくなった本など、除籍の対象となる資料の整理に課題がみられます。今後は蔵書の更新を進め、子どもたちにとってより魅力的な本や、授業で役立つ図書資料を増やすなど、蔵書の質的な充実を図ります。

## ○司書教諭や学校司書の配置

学校図書館法では、12 学級以上の学校には、図書室の専門的職務にあたる教員として『司書教諭』を必ず置くこととしています。本町でも、12 学級以上の学校には司書教諭を配置しており、子どもの読書活動に対する指導や、学校図書室の利用指導計画を立案し実施するなど、学校図書室の運営・活用について中心的な役割を担っています。今後も法令の基準のとおり継続配置を行っていきます。(※3-5)

また本町では、図書室の運営に係る専門知識・技能を有する『学校司書』を小中学校に配置しており、図書室の運営業務を行うとともに、図書室を活用した授業や教育活動の支援を行っています。その結果、魅力のある図書館づくりが年々進み、児童・生徒の利用促進が図られており、学校司書の配置は、学校の読書活動推進に大いに役立つものとなっています。今後も継続配置を行い、図書室を利用した授業のサポートや、授業に必要な資料の収集提供等にも力を入れ、児童・生徒の「学習活動」に携わる図書室づくりを目指していきます。

こども園においては、園児が適切な本と出会えるための選書や読み聞かせの実施の際に、必要に応じて小中学校に配置している学校司書や、町立図書館の司書が来園できるような仕組みを整えていきます。

## ○障がいのある子どもへの対応

子ども一人ひとりの障がいの状態や発達段階等に応じ、紙芝居・大型本・絵カード等を活用するなど、指導方法の工夫を図る必要があります。

今後も引き続き、司書教諭をはじめ教員が、学校司書と連携しながら、障がいのある子どもをはじめ、すべての子どもが読書に興味をもち、心豊かに成長できるよう、図書室をはじめとした、読書環境の整備を図っていきます。

## ○日本語指導が必要な外国人の子どもへの対応

本町では今後、様々な国籍の児童生徒の就学が予想されることから、日本語指導が必要な子どもが、図書室を気軽に利用し読書活動に親しむことができるよう、日本語の習得度合等に応じ、紙芝居・絵カード・絵本・児童書等を活用した指導方法の工夫を図る必要があります。外国語で書かれた本を用意したり、外国語による利用案内や掲示物を作成したりすることは、多くの子どもたちにとって、外国の文化や言語に触れる機会となり、国際理解教育の推進にもつながります。

今後も、学校の実情に合わせて、日本語指導が必要な外国人の子どもに対する読書環境の整備を図っていきます。

## ○図書委員会の活動の充実

現在、児童生徒で構成される図書委員会の活動として、資料の貸出・返却をする仕事や、館内美化と書架の整理、図書室の利用の呼びかけを行っています。

今後は、新刊本・お薦めの本を紹介するポップやコーナーを作るなど、魅力ある図書室の環境づくりを進めたり、図書室の利用や読書の呼び掛けを積極的に行うために図書室だよりを発行したりするなど、図書委員会の活動をより充実させ、子どもたちの読書活動の推進につなげていきます。

## ○読書活動の推進体制について

これまで小中学校では、司書教諭や図書担当教員を中心に、校内の図書室を活用しながら読書活動を推進してきました。今後は、校内の図書室に加え、町立図書館を活用しながら、読書活動の推進をより一層図っていきます。取り組みの一例を以下に示します。

### <読書登山の取り組み>

こども園と小学校では、子どもたちに読書習慣を身に付けさせるとともに、図書室や町立図書館を利活用しながら、読書の楽しさを体験させることを目的として、町が作成したオリジナルブックリスト『読書登山』を活用した取り組みを行います。ブックリストで紹介されている本は、町立図書館に2冊ずつ配架されているため、休日等に町立図書館を利用して本を読み進めるよう指導します。

### <おすすめ本を紹介する取り組み>

小中学校では、自分が読んだ本の中からおすすめ本を選び、絵や文章を用いて紹介カードを作成し、広く交流することで読書への関心を高める取り組みを行っています。今後は、校内に掲示後、入選作品を選出し町立図書館で本と共に紹介するなど、町立図書館と連携した取り組みを進めます。

### <読書にちなんだ日の取り組み>

「子ども読書の日」(4月23日)や秋の読書週間など、読書にちなんだ日に合わせて、図書室に特設コーナーを作ったり、イベントを行ったりするなど、様々な読書活動を推進していきます。

## ○読書ボランティア団体との連携

小学校では、地域で活動する読書ボランティアに協力いただき「読み聞かせ会」を行ってきました。読書ボランティアによる真心のこもった読み聞かせによって、子どもたちは本の世界に引き込まれ、本の魅力や醍醐味を味わうとともに、地域の人たちとの出会いが広がっていきます。今後も、読書活動の充実と図書室の効果的な活用を図るため、

読書ボランティアと連携し、多様な読書活動の展開を図っていきます。

## ○町立図書館との連携

小中学校やこども園では、団体貸出や学習資料の提供等を通して、授業や保育で町立図書館を活用しています。また、小学校では高学年の希望者を対象に、放課後に小学校職員が引率して町立図書館に来館し、本を借りて下校をする『放課後、図書館へいこう』の取り組みを、こども園では保育の時間に保育士が引率して来館し、絵本を借りる取り返すことで、子どもたちが本と触れ合う機会や、読書の楽しさを体験する機会を確保しています。今後も、町立図書館と連携して、子どもの読書活動や学習を支えていきます。

## ○家庭との連携

家庭は子どもが読書と出会うきっかけをつくる場です。子どもが読書を楽しみ、自ら読書に親しむことができるように、保護者が意識して読書を日常の生活の中に位置づけ、乳幼児期から継続して子どもの読書習慣を育てていくことが重要です。

こども園では、保育の時間に町立図書館で絵本を借り、家庭で返却してもらうことで町立図書館に親子で来館する機会を作り出すなど、家庭で読書の機会を大切にする雰囲気醸成していきます。

小学校では、PTA 活動の一環として、家庭で1年間に何冊編を読むか読書目標を立て、家庭ぐるみで読書に取り組みました。今後は、オリジナルブックリスト『読書登山』を活用した取り組みも加え、学校や町立図書館で借りた本を家庭で読み進めてもらうことで、読書習慣の定着を図ります。

また、懇談会や学校行事など、保護者や地域の人が学校を訪れる機会に、読書の取り組みの話をしたり、園・学校だよりやホームページ等で啓発したりすることにより、家庭における読書の習慣化を呼び掛けていきます。

## ○研修について

子どもの読書活動推進に係る研修会を、こども園・小中学校の教職員対象に企画し、教職員の研修機会の確保に努めます。また、外部機関が実施する研修会に主体的に参加できるように、情報提供に努めます。

## 4 資料編

### 【資料1】木曾岬町立図書館の利用状況【平成30年12月末現在】（開館1年経過時）

#### ※1-1 町民一人当たりの蔵書冊数

蔵書冊数 23,701 冊／人口 6,318 人 = **3.75 冊** （平成 23 年度末 1.64 冊）

#### ※1-2 蔵書冊数に占める児童書の割合

児童書冊数 10,080 冊／蔵書冊数 23,701 冊 = **42.5%** （平成 23 年度末 42.5%）

（ 全国平均（日本図書館協会 平成 30 年度 統計資料） 26.1%  
（全国の公共図書館で、回答のあった館のデータを抽出して算出） ）

#### ※1-3 町立図書館利用カードの登録率

登録者 1,416 人／人口 6,318 人 = **22.4%** （平成 23 年度末 6.6%）

#### ※1-4 町立図書館年間貸出冊数（平成 30 年 1 月～12 月）

**25,572 冊** （平成 23 年度末 3、942 冊）

（0 歳～5 歳児：3,108 冊 小学生：6,859 冊 中学生：1,496 冊 高校生：302 冊）

#### ※1-5 登録者一人当たりの年間貸出冊数（平成 30 年 1 月～12 月）

年間貸出冊数 25,572 冊／登録者数 1,416 人 = **18.1 冊** （平成 23 年度末 8.7 冊）

#### ※1-6 町立図書館の利用頻度（平成 30 年 1 月～12 月）

年間貸出冊数 25,572 冊／人口 6,318 人 = **4.05** （平成 23 年度末 0.58）

## 【資料2】木曾岬町の小中学生の現状

### ※2-1 家庭での子どもの読書活動の状況（全国学力・学習状況調査より）

「平日、学校の授業以外に、1日当たり10分以上読書をする小・中学生の割合」

質問項目	小学校（6年）			中学校（3年）		
	H28	H29	H30	H28	H29	H30
平日、学校の授業以外に、1日 当たり10分以上読書をする （教科書や漫画・雑誌は除く）	● 47.9% (-15.6)	● 47.3% (-15.0)	● 62.0% (-4.2)	○ 53.6% (+3.9)	● 47.8% (-3.6)	● 48.0% (-5.5)

○・・・全国平均以上（良い状況）      ●・・・全国平均以下（悪い状況）

（      ）内の数値は全国平均との差

★ 木曾岬町の小学生は過去3年間、中学生は過去2年間、全国平均を下回っています。

★ 平成30年度、小学校では全国平均は下回るものの、数値に大きな改善が見られる。

### ※2-2 家庭での子どものスマートフォンの使用状況

（平成30年度の三重県独自調査「スマートフォン等の使用に関する実態調査」より）

「学校がある日にスマートフォンを2時間以上使用している小・中学生の割合」

質問事項	小学校（4～6年）	中学校（1～3年）
学校がある日にスマートフォンを 2時間以上使用している	● 18.4% (+1.1)	● 50.9% (+5.5)

○・・・全国平均以下（良い状況）      ●・・・全国平均以上（悪い状況）

（      ）内の数値は全国平均との差

★ 木曾岬町の中学生の2人に1人は、学校がある日にスマートフォンを2時間以上使用していると回答している。

★ 学校がある日にスマートフォンを2時間以上使用していると回答した木曾岬町の小中学生の割合は、県平均を超えている。



## 【資料 3】用語解説

### ※3-1 「子どもの読書活動の推進に関する法律」

「子どもの読書活動の推進に関する法律」第 4 条に「地方公共団体は、基本理念にのっとり、国との連携を図りつつ、その地域の実情を踏まえ、子どもの読書活動の推進に関する施策を策定し、及び実施する責務を有する」とあり、地方公共団体の責務について言及している。

また、第 9 条第 2 項に「市町村は、子ども読書活動推進基本計画を基本とするとともに、当該市町村における子どもの読書活動の推進の状況等を踏まえ、当該市町村における子どもの読書活動の推進に関する施策についての計画を策定するよう努めなくてはならない」と、読書活動推進計画策定について言及している。

### ※3-2 「ブックスタート事業」

福祉健康課の事業で、6～9 か月の乳児と保護者を対象に読み聞かせを推進する取り組み。図書館で読み聞かせを行い、町が選んだ絵本を 1 冊プレゼントする。また、図書館利用カードの作成も併せて行い、乳幼児と絵本や図書館をつなぐきっかけとしている。

### ※3-3 「ヤングアダルト（YA）」

英語圏において児童文学と文学一般の間に **young adult** というカテゴリーを設けている。図書館への興味がなくなるこの年代に対し、大人と子どもの中間にいるその年代独特の要望に応える読み物を含む多分野に渡る資料。

### ※3-4 「学校図書館図書標準」

公立義務教育諸学校の学校図書館に整備すべき蔵書の標準。平成 5 年 3 月に定められた。

### ※3-5 「司書教諭」

学校図書館法第 5 条の規定に基づき、学校図書館の専門的職務にあたる教諭。学校図書館法の一部を改正する法律により平成 15 年度から 12 学級以上の学校には必置となった。